

●所得判定表

福祉の助成を受けるためには、障害者、ひとり暮らし(高齢)寡婦、母子家庭、父子家庭の本人及び配偶者、扶養義務者のそれぞれの前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については前々年の所得)が条例・規則で定める下記所得制限限度額の範囲内でなければなりません。

所得制限限度額は次の表のとおりです。本人、配偶者、扶養義務者の所得額から表2に該当する金額を控除した額をそれぞれ算出し、表1の該当する金額と比較します。

この作業は次の順で行います。

- ①本人
- ②配偶者
- ③扶養義務者 = 直系血族(祖父母、父母、子、孫)及び兄弟姉妹のうち、本人と同一世帯の方、本人を税の扶養に取られている方又は本人を保険の扶養に取られている方

そして、①～③のいずれもが、

総所得額－表2の控除額 ≤ 表1の制限額 であれば、福祉の助成を受けることができます。

表1 単位(円)

扶養親族などの合計人数	受給者本人			配偶者扶養義務者(上記③参照)
	障害者	ひとり暮らし(高齢)寡婦	母子家庭父子家庭	
0人	4,794,000	1,695,000	3,116,000	6,387,000
1人	5,174,000	2,075,000	3,496,000	6,636,000
2人以上	以下380,000円ずつ加算			以下213,000円ずつ加算

表2 単位(円)

控除の区分	所得者の区分	本人の所得から控除するもの		配偶者から控除されるもの	扶養義務者から控除されるもの
		障害者ひとり暮らし(高齢)寡婦	母子家庭父子家庭		
雑損控除		控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額
医療費控除		控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額
社会保険料控除		控除相当額	80,000	80,000	80,000
小規模共済掛金控除		控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額
配偶者特別控除		控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額
配偶者及び扶養親族	障害者控除	270,000	270,000	270,000	270,000
	特別障害者控除	400,000	400,000	400,000	400,000
本人が該当する場合	障害者控除	270,000	270,000	270,000	270,000
	特別障害者控除	400,000	400,000	400,000	400,000
	寡婦控除	270,000	270,000		270,000
	ひとり親控除	350,000	350,000		350,000
	勤労学生控除	270,000	270,000	270,000	270,000

(注意1)受給者本人
所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある方についての限度額は表1の額に1人につき10万円を加算した額です。

また、特定扶養親族(16歳～22歳)がある方についての限度額は表1の額に1人につき25万円を加算した額です。

(注意2)配偶者、扶養義務者等

所得税法に規定する老人扶養親族がある方についての限度額は、表1の額に1人につき6万円を加算した額です。(ただし、当該老人扶養親族のほかに扶養親族がないときは、1人を除いた老人扶養親族1人につき加算します。)

(注意3)総所得以外の所得等

退職所得、山林所得、土地等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、先物取引に係る雑所得等についても所得判定の対象となります。

●所得判定表

福祉の助成を受けるためには、障害者、ひとり暮らし(高齢)寡婦、母子家庭、父子家庭の本人及び配偶者、扶養義務者のそれぞれの前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については前々年の所得)が条例・規則で定める下記所得制限限度額の範囲内でなければなりません。

所得制限限度額は次の表のとおりです。本人、配偶者、扶養義務者の所得額から表2に該当する金額を控除した額をそれぞれ算出し、表1の該当する金額と比較します。

この作業は次の順で行います。

- ①本人
- ②配偶者
- ③扶養義務者 = 直系血族(祖父母、父母、子、孫)及び兄弟姉妹のうち、本人と同一世帯の方、本人を税の扶養に取られている方又は本人を保険の扶養に取られている方

そして、①～③のいずれもが、

総所得額－表2の控除額 ≤ 表1の制限額 であれば、福祉の助成を受けることができます。

表1 単位(円)

扶養親族などの合計人数	受給者本人			配偶者扶養義務者(上記③参照)
	障害者	ひとり暮らし(高齢)寡婦	母子家庭父子家庭	
0人	4,794,000	1,695,000	3,116,000	6,387,000
1人	5,174,000	2,075,000	3,496,000	6,636,000
2人以上	以下380,000円ずつ加算			以下213,000円ずつ加算

表2 単位(円)

控除の区分	所得者の区分	本人の所得から控除するもの		配偶者から控除されるもの	扶養義務者から控除されるもの
		障害者ひとり暮らし(高齢)寡婦	母子家庭父子家庭		
雑損控除		控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額
医療費控除		控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額
社会保険料控除		控除相当額	80,000	80,000	80,000
小規模共済掛金控除		控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額
配偶者特別控除		控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額
特定親族特別控除		控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額
配偶者及び扶養親族	障害者控除	270,000	270,000	270,000	270,000
	特別障害者控除	400,000	400,000	400,000	400,000
本人が該当する場合	障害者控除	270,000	270,000	270,000	270,000
	特別障害者控除	400,000	400,000	400,000	400,000
	寡婦控除	270,000	270,000		270,000
	ひとり親控除	350,000	350,000		350,000
	勤労学生控除	270,000	270,000	270,000	270,000

(注意1) 受給者本人

所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある方についての限度額は表1の額に1人につき10万円を加算した額です。

また、特定扶養親族(16歳～22歳)がある方についての限度額は表1の額に1人につき25万円を加算した額です。

(注意2) 配偶者、扶養義務者等

所得税法に規定する老人扶養親族がある方についての限度額は、表1の額に1人につき6万円を加算した額です。(ただし、当該老人扶養親族のほか扶養親族がないときは、1人を除いた老人扶養親族1人につき加算します。)

(注意3) 総所得以外の所得等

退職所得、山林所得、土地等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、先物取引に係る雑所得等についても所得判定の対象となります。